

電気需給契約書 (単価)

1 件 名

2 契約金額

										円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

(うち取引に係る消費税額)

3 供給期間

から
まで

4 供給場所

別紙仕様書のとおり

5 契約保証金

6 契約確定日

需要者 東京都板橋区

代表者 東京都板橋区長 坂本 健

住所
供給者
氏名

印

東京都板橋区を甲とし、供給者を乙とし、甲乙間において、裏面の条項により契約を締結する。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別紙の仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、関係諸法令等を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の契約期間において、仕様書等に基づき甲が使用する電気を安定的に供給するものとし、甲は、当該電気の料金を支払うものとする。
- 3 この契約を履行するために必要な事項については、契約書及び仕様書等に定めのない事項についても、乙の負担により整えるものとする。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 乙は、甲の承諾を得ずに、仕様書等を第三者に閲覧させ又は複写させてはならない。
- 6 この契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約で定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 10 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利の譲渡等)

- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(一般的損害等)

- 第3条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(監督)

- 第4条 甲は、必要があるときは、甲の職員をして立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。

(単位及び端数処理)

- 第5条 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- 2 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- 3 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- 4 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てる。
- 5 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てる。

(使用電力量の計量及び検査)

- 第6条 乙は、毎月ごとに計量器により使用電力量（前月の計量時から当月の計量時までの使用電力量をいう。）を計量して当該使用電力量を甲に報告し、甲は検査を行うこととする。

(電気の料金の算定)

- 第7条 1か月の電気の料金は基本料金、電力量料金、燃料費調整額、賦課金、取引に係る消費税及び地方消費税額の合計とする。
- 2 前項の基本料金は、単価内訳書に定める基本料金単価にそれぞれの需要場所の契約電力を乗じて得た額とする。ただし、月の力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割り引いた額とし、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割り増した額とする。
- 3 第1項の電力量料金は、単価内訳書に定める電力量料金単価に第6条の規定に基づき計量した使用電力量を乗じるものとする。
- 4 第1項の燃料費調整額は、燃料費の変更等により契約単価の調整を行う必要が生じた場合には、甲乙が協議の上改定する。ただし、板橋区を管轄する電気事業法（昭和39年法律第170号）附則第2条第2項に規定するみなし小売電気事業者（以下「みなし小売電気事業者」という。）が適用する燃料費調整額を超えない範

囲で行うものとする。

5 第1項の賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づき、みなし小売電気事業者が定める標準供給条件による。

6 その他、仕様書等に定めのない事項については、みなし小売電気事業者の定めに従うものとし、必要に応じ甲乙協議の上定めるものとする。

(電気の料金の支払)

第8条 乙は、第6条の規定による検査終了後、前条の規定に基づき算出した電気の料金を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、電気の料金を支払わなければならない。

3 甲は、前項に規定する期間内に電気の料金を支払わないときは、乙に対して未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を遅延利息として支払うものとする。

(乙の行う託送供給契約)

第9条 乙が一般送配電事業者と締結する託送供給契約によって電気の供給を行う場合は、当該託送供給契約によって発生する料金その他の金銭債務は、乙が負担するものとする。

(使用電力量の増減)

第10条 甲の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約内容の変更等)

第11条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第12条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事態に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は相手方と協議の上、契約単価その他の契約内容を変更することができる。ただし、契約単価について、みなし小売電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件の変更の場合には、規定する単価の増減率を超えないこととする。

(契約保証金)

第13条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(秘密保持)

第14条 乙は、本業務に従事し、又はこれに付随して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

2 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、直ちにこの契約を解除し、かつ乙に対してその違反により受けた損害の賠償を請求することができるものとする。

3 甲は、契約が終了し、又は解除された後であっても、乙が第1項の規定に違反し、その違反により損害を受けたときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができるものとする。

(甲の催告によらない解除権)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

(1) 乙が天災その他の不可抗力の原因によらないで契約を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかでないとき甲が認めるとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

(5) 乙から正当な事由により契約解除の申出があったとき。

(6) 乙の責めにより履行が不完全である事項及び履行について改善すべき事項について、甲が指示書などにより追完の催告を行ったが、乙が催告に応じないとき。

(7) 前各号のほか、乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。

2 乙は、前項の規定(第5号を除く。)に基づき契約が解除されたときは、契約金額(契約金額が単価であり、予定数量が甲から乙に示されている場合は、各単価に予定数量を乗じたものに消費税等を勘案した金額を契約金額とみなす。以下同じ。)の100分の10に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

この場合において、履行部分があるときは、契約金額から履行部分の契約金額相当額を控除した金額の100分の10に相当する額を違約金とする。

(談合その他不正行為による解除)

第16条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして行った私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項の規定に基づく文書による排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第50条第1項の規定に基づく文書による納付命令)又は同法第66条の規定に基づく審決が確定したとき(同法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

(2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定に基づき審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定に基づき刑が確定したとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定に基づく解除の場合に準用する。

(協議解除)

第17条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除に伴う措置)

第18条 契約が解除された場合において、履行部分があるときは、甲は当該履行完了部分に対する電気の料金相当額を支払うものとする。

(賠償の予定)

第19条 乙は、この契約に関して、第14条第2項及び第3項又は第16条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならないものとする。契約を履行した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 第16条第1項第1号及び第2号のうち、審決の対象となる行為が、「独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法」(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合

(2) 第16条第1項第3号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合

2 乙は、この契約に関して、乙の責めに帰する未履行分があるときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。この場合において、履行部分があるときは、契約金額から履行部分の契約金額相当額を控除した金額の10分の1に相当する額を違約金とする。

3 前2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償金又は違約金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等の排除)

第20条 この条において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員等暴対法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(3) 役員等代表役員(入札参加資格者である個人又は法人の代表権を有する者(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した者を含む。))、一般役員等(入札参加資格者の役員、執行役員、支店を代表する者又は営業所を代表する者(常時、区との契約を締結する権限を有する事務所の所長をいう。))で代表役員以外の者)及び役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画しているものをいう。

(4) 使用人乙に雇用される者で、前号に該当する者以外の者をいう。

(5) 下請負人等工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人、工事等に使用する資材、原材料の購入その他の契約の相手方及び業務委託を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人、工事等に使用する資材、原材料の購入その他の契約の相手方及び業務委託を第三者に委任し、又は請け負わせる場合(再委託)の受託者をいう。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、何ら催告を要しないものとする。
- (1) 乙又は乙の役員等が、暴力団員等である場合又は暴力団員等が乙の経営に事実上参加していると認められるとき。
 - (2) 乙又は乙の役員等若しくは使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
 - (3) 乙が暴力団員等を雇用していると認められるとき。
 - (4) 乙又は乙の役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えたと認められるとき。
 - (5) 乙又は乙の役員等若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
 - (6) 乙が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約にあたり、乙の契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、第1号から前号までのいずれかの規定に該当するものであると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 乙が東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月6日23板総契第335号以下、この条において「要綱」という。）第4条の規定に基づく勧告措置を受けた日から1年以内に再度勧告措置を受けたとき。
 - (8) 乙が、乙の下請人等が第1号から第5号までのいずれかの規定に該当する場合において要綱第9条第2項の規定に基づき、甲が乙に対して下請負人等との契約の解除を求めたにもかかわらず、正当な理由なくこれを拒否したと認められるとき。
 - (9) 乙が、乙又は乙の下請負人等が当該契約の履行に当たって不当介入等を受けた場合において、正当な理由なく甲への報告又は警察への届出を怠ったと認められるとき。
- 3 乙が前項各号のいずれかに該当したときは、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払うものとする。この場合において、履行部分があるときは、契約金額から履行部分の契約金額相当額を控除した金額の10分の1に相当する額を違約金とする。
- 4 乙は、当該契約を下請負させる場合又は再委託する場合は、下請負人又は再委託先が第2項各号に該当することが判明した場合は当該契約を解約又は解除できる旨を下請け又は再委託契約に定めなければならない。
- 5 乙は、この契約の履行にあたり要綱第3条に基づく入札参加排除措置を受けている者にこの契約の下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ。）をさせ、又は委託を行ってはならない。また、乙はこの契約の下請負若しくは受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）が契約履行期間中に入札参加排除措置を受けた場合は、速やかに下請負人等との契約の解除をしなければならない。
- 6 乙は、この契約の履行にあたり暴力団等から、履行妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかにこの契約にかかる甲の担当者に（以下「担当者」という。）報告するとともに、警視庁へ届出を行わなければならない。また乙は、下請負人等が暴力団等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに担当者へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- 7 乙は前項の規定に基づく報告及び届出により、甲が行う調査及び警察が行う捜査に協力しなければならない。
- 8 第2項各号に該当する疑義が乙に生じた場合に限り、甲は警視庁と該当の可否に関する情報の交換を行うことができる。

（相殺）

第21条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（疑義の決定等）

第22条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

以上